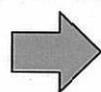


被用者保険の地元での健診等の実施体制づくり

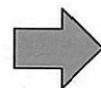
- 住民健診(老人保健法の基本健康診査)は、平成20年度から特定健診・保健指導に変わり、医療保険者が加入者に実施するものとなるため、市町村は、国保担当部署が国保被保険者にのみ健診等を実施することになる。
- 健保等被用者保険の加入者が、平成20年度以降も引き続き、地元で受診できるよう(市町村に苦情が殺到する恐れあり)、市町村(国保)の実施体制に、被用者保険も参加する仕組みが必要。

市町村(国保)が、直診施設等で直接特定健診等を行う場合



被用者保険は、直診施設等と委託契約。

市町村(国保)が、地区医師会等に委託して特定健診等を実施する場合



市町村(国保)の契約と同じ条件(単価・内容)で、被用者保険と地区医師会等が契約
市町村(国保)は、保険者協議会を通じ、必要な支援(情報提供・取次ぎ等)を行う。

- この仕組みの成立に向け、市町村(国保)は、平成20年度からの特定健診・保健指導実施方法(委託の有無、委託する場合の委託予定先等)を早急に固め、被用者保険側(保険者協議会)にお知らせする必要がある。
- 現時点で、実施体制が未定の市町村(国保)が少なくないこと、被用者保険への配慮まで考えられていないケースが多いことから、住民である被用者保険の加入者も同じ取扱ができるよう、市町村(国保)の協力・支援が必要。